社労士 ふ く し ま 月間情報 No.283
2021.2 月号

福島県社会保険労務士会
発行担当者　広報委員会
http://fukushima-sr.jp
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp
〒960-8252
福島市御山字三本松 19-3
TEL０２４－５３５－４４３０
FAX０２４－５３４－５４３２

【添付文書】

1. 会長メッセージ
2. 理事会報告（P10～）
3. 【連合会より】経営労務監査特別研修の開催について（P14）
4. 社労士診断認証制度の伝達研修のご案内（P15～）
5. 【再送】福島県社労士会総合相談所第２回研修会の開催について（P17～）　申込〆切：２月 24 日(水)必着
6. 【再送】動画配信（YouTube）によるデジタル化研修及び第３回研修会のご案内（P20～）　申込〆切：２月 26 日(金)必着
7. 災害時における相談支援業務への協力のお願い（別添）　申込〆切：３月１２日(金)必着
8. 小規模企業共済制度　チラシ（別添）

新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症にかかる電話相談ホットライン　開設中！！
電話番号：０２４　－　５２６　－　２２７０　（福島県社会保険労務士会内）
受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）午前９時から午後４時まで
開設期間：令和３年３月末日まで
相談内容：雇用調整助成金の特例措置に関する相談、休業支援金に関する相談、小学校休業等対応助成金に関する相談　等

１.連合会 HP 会員専用ページ情報

○雇用調整助成金に関する質問受付

社労士の皆様より雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に関する質問を受け付け、厚労省に照会します。連合会 HP 会員専用ページ「質問受付フォーム」よりご回答お願いします。

○雇用調整助成金に関する FAQ・社労士専用コールセンターへの主な Q&A

社労士の皆様からのご質問のうち、よくある質問について厚生労働省からの回答を掲載いたします。詳細は連合会 HP 会員専用ページをご確認ください。

○雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金社労士専用コールセンターについて

厚生労働省において雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に関する社労士からの専門的・詳細な内容の問い合わせに対応する専用窓口が設置されております。

［電話番号］０３－６６２７－２１２０
［相談日時］月曜日から金曜日　10：00～12：00、13：00～16：00（祝・祭日を除く）

○新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の改善に向けた緊急アンケート

雇用調整助成金の改善に向けた厚生労働省の取り組みを進めるべく、社労士に向けて緊急アンケートを実施しています。連合会 HP 会員専用ページよりご回答お願いいたします。

県　会　情　報

1. 年金事務所との連絡会議の開催について

適用関係の社会保険関係業務や年金相談委託事業について、毎月 1 回定期的に東北福島年金事務所（県一事務所）と連絡会議を開催しております。

つきましては、社会保険関係の意見・要望がありましたら、県会事務局にメールまたは FAX でご連絡いただきたくお願いいたします。

（e-mail:fukusha@green.ocn.ne.jp　　FAX:024-534-5432）

なお、健康保険関係（健保協会）に対する意見・要望については、別途、書面または口頭で伝えることになります。

2. 研修会の予定

デジタル化研修・第3回研修会	2月17日(水)	10：30～12：00 社労士業務のデジタル化	宮城県会会長　星孝夫 氏 （連合会社労士業務デジタル化推進部会部会長）
		13：00～13：40 職業倫理について	業務委員会 渡邉浩美副委員長
		14：00～16：00 改正年金法と遺族年金事例	特定社会保険労務士 三宅　明彦　氏（東京会）
相談所第2回研修会	3月4日(木) 13：30～ 16：30	【第１部】 同一労働同一賃金の判例と実務対応 【第2部】新型コロナと実務対応	弁護士 近衛 大 氏 (R2/10/13最高裁判決メトロコマース事件使用者代理人)
社労士診断認証制度伝達研修	3月16日(火) 14：00～	会場もしくはZoomによるオンライン研修	

※デジタル化研修及び第 3 回研修会の動画配信視聴をご希望の方は、別添申込書により県会事務局までお申込みください。また、社労士診断認証制度伝達研修についても、開催案内をご確認いただき、希望する方は同様にお申込みください。

※相談所第 2 回研修会について、開催案内を再送いたします。まだ申込をされていない方で参加を希望する場合は、参加申込書にて県会事務局までお申込みください。

3. 福島県社労士会総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	社労士会総合相談所			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
2 年度(12 月)	7 件	7 件	10 件	10 件
1/27(水)	0 件	0 件	4 件	4 件
今年度実績	7 件	7 件	14 件	14 件
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
1/20～2/10	0 件	0 件	5 件	5 件

※ Zoom による相談も、受け付けています。

＜次回相談員＞

○社労士会総合相談所

【2/24】　甚野信行
　　田中竜夫

○被災者支援相談会

【2/17】　諸橋千惠子

【3/3】　菅野公司

【3/10】　渡邉浩美

＜相談内容＞※過去に相談所・相談会で受けた相談内容を情報提供いたします。

【社会保険】65 歳以上で健康保険の（息子の）扶養に入って働く場合の条件について教えてほしい。

【退職】近々会社を退職しようと考えている。今の会社は 10 名以下なので就業規則があるかは不明である。契約書で退職金支払い有となっていたが金額は不明である。今回退職を考えたのはここ 1 年の給料・ボーナスが年収約 100 万円ダウンしている。（コロナが関係していることもある）ボーナスについては、少額であった。

①退職にあたっての留意点
②年収が 100 万円もダウンすることについて違法性はないのか
③退職金の支払いはあるのか
【労働条件】息子のアルバイト先の身元保証書の中で上限額が 300 万円となっていた。この金額が妥当かどうか知りたい。
【労災】現在の会社に 6 年半勤めている。ハラスメントを受けていて精神的に苦痛だった。いよいよ耐えられなくなり、病院に通い「自律神経失調症」(30 日の休み) の診断となり会社に伝え 12 月 11 日より休みを取っている。12 月 12 日に会社の上司から「30 日も休むなら仕事が回らないのでもういらない。次の人探す。」と言われ、病状が悪化したのでもう辞めたいと思う。
①医者から傷病手当金について話があったが、支給申請には会社の印が必要なのか。
②もう辞めたいと思っているが、労災の扱いにならないのか。
③辞めた時に、自己都合と会社都合で違うと聞いている。どう違うのか。
【障害年金】男性 42 歳。現在、介護相談員として社保適用の勤務。
5、6 年前よりベーチェット病として□□病院で加療中。近頃、両腕、右足関節の痛みがあり、朝・夕 2 回服用しても 1～2 時間で効果がなく、夜、睡眠剤を服用しているが熟睡できず細切れの有休を消化して何とか勤務を続けている状態である。障害年金を申請したい。
【労災】突発性心筋症に心不全を併発し、労災を申請したいと思っている。2019 年 9 月頃と 2020 年 8 月頃に発症している。時間外の労働時間 1 ヶ月 100 時間、2～3 ヶ月平均では 80 時間を超えている。労基署にも相談した。労災の書類に会社の印を押すのを渋っている。

4. 県会ＨＰ会員専用ページ「情報ＢＯＸ」掲載情報（1 月 15 日～2 月 16 日）

以下について、県会ＨＰ会員専用ページに掲載されております。
http://fukushima-sr.jp/member/
※情報は随時更新いたしますので、ご確認をお願いいたします。

- ◆ 定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について
- ◆ 令和 2 年度個別労働紛争解決研修（基礎研修）「Web 方式」による研修の開催について（ご案内）
- ◆ 【重要】押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について
- ◆ 【重要】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る障害状態確認届（診断書）を提出期限までに提出しなかった場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等の取扱いについて
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について（周知依頼）
- ◆ 労働法の教え方セミナーのご案内
- ◆ ポータルサイト「スタートアップ労働条件」に係る周知用ポスター等の送付について
- ◆ 定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について
- ◆ 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について
- ◆ オンライン資格確認の実施を踏まえたマイナンバーカードの取得促進等について（協力依頼）
- ◆ マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）
- ◆ 新型コロナウイルス感染症により納付困難となる労働保険料等に係る既存の猶予制度の周知について（周知依頼）
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言にかかる障害状態確認届（診断書）を提出期限までに提出しなかった場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等の取扱いについて」の一部改正について
- ◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について
- ◆ 福島県魅力ある職場づくり推進協議会通信第 45 号
- ◆ 省エネ省資源の未来シンポジウム～いっしょに考える「福島、その先の環境へ。」～
- ◆ ふくしま　復興を考える県民シンポジウム　2021

◆ emotet ウイルスメールに関する情報提供について
◆ 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について（依頼）
◆ テレワーク等の徹底について（周知依頼）
◆ 「働き方・休み方改善ポータルサイト」リーフレットの送付について
◆ ～キャリアアップ助成金を活用して優秀な人材を確保～派遣労働者を正社員として直接雇用しませんか
◆ 経営労務監査特別研修の開催について

連合会情報

1.【JEED】令和３年度「高年齢者活躍企業コンテスト」応募企業募集中

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）は、厚生労働省との共催で、令和３年度「高年齢者活躍企業コンテスト」を実施します。

このコンテストは、高年齢者雇用の重要性についての理解の促進と高年齢者がいきいき働くことができるようにするための創意工夫やアイデアの普及を目的に、毎年実施しています。

現在、企業などが行った雇用管理や職場環境改善の創意工夫の事例を募集中です。

優秀な事例については、来年 10 月に都内で行う表彰式で表彰する予定です。

＜募集する取り組み内容の例＞
・定年年齢の延長、継続雇用制度の導入など制度面の改善
・高年齢者の意欲・能力の維持向上のための取り組み
・作業環境の改善、健康管理、安全衛生、福利厚生の取り組み　など
＜応募資格＞
原則として企業からの応募で、高年齢者が 65 歳以上になっても働ける制度を導入していることなどが要件となります。
＜応募締切＞　2021 年 3 月 31 日（水）※当日消印有効
＜応募資格・応募方法＞　詳細は、下記 URL をご確認ください。
https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/r3_koyo_boshu.html
＜問合せ先＞
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用推進・研究部 研究開発課
〒261-0014　千葉県千葉市美浜区若葉３丁目１番３号　電話番号:043-297-9527
※応募用紙の提出先は、当機構の各都道府県支部です。

※本件は、連合会及び都道府県会が実施するものではございません。
お問い合わせは、上記問い合わせ先に直接行っていただきますようお願いいたします。

2.【厚生労働省】医療機関の働き方改革セミナー（総括セミナー）の開催について

厚生労働省「令和２ 年度 医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進等事業」の一環として、医療機関の働き方改革セミナーを開催します。

同セミナーは、医療機関の経営層等のほか、専門家である社労士を対象として実施されますので、この機会にぜひご参加ください。

【医療機関の働き方改革セミナーの開催】
新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の危機に直面しております。
そのような状況でも多職種が連携して、難しい局面に対応していける「働きがい」のあるチームづくりの重要性が増しています。本セミナーでは、医師・看護師・事務職・臨床検査技師・薬剤師など、様々な職種における事例の紹介を通して、多職種の視点から医療機関における働き方改革を考えます。
【開 催 日】2021 年 2 月 27 日（土）13:00 ～ 16:00
【開催方法】ウェビナー（ZOOM を使ったオンラインセミナー）
※定員に達したため、YouTube ライブ配信の申込となります。
【対　　象】院長／事務長／現場のマネジメントに関わるミドルマネジメント・チームリーダーの方／ほか 医療機関の働き方改革にご興味のある方（どなたでも）

【参　加　費】無料
【申込期限】開催日の 3 日前、もしくは定員に達した時点で受付を終了致します
【申　込　先】いきいき働く医療機関サポート Web より申込
https://www.jmar-llg.jp/ikisapo2020.html
【問合せ先】厚生労働省委託事業実施機関・株式会社日本能率協会総合研究所
※本件は、連合会及び都道府県会が実施するものではございません。
お申し込み・お問い合わせは、上記へ直接行っていただきますようお願いいたします。

3. 電子申請ヘルプデスクのご案内

連合会では下記期間より、電子申請ヘルプデスクを開設いたします。
この機会にぜひご利用ください。

設置期間　令和３年３月１日（月）～令和３年３月 31 日（水）
受付時間　12：00～16：30

※詳細は連合会 HP 会員専用ページをご確認ください。

4. 連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。
https://www.shakaihokenroumushi.jp/tabid/92/Default.aspx?returnurl=%2ftabid%2f297%2fDefault.aspx

＜通達情報＞

- 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について
- 新型コロナウイルス感染症対策に関する新型ウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について（周知依頼）
- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る障害状態確認届（診断書）を提出期限までに提出しなかった場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等の取扱いについて
- 首都圏における終電繰上げに関するご協力のお願い
- ポータルサイト「スタートアップ労働条件」に係る周知用ポスター等送付について
- 定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について
- オンライン資格確認の実施を踏まえたマイナンバーカードの取得促進等について（協力依頼）
- マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）
- 新型コロナウイルス感染症により納付困難となる労働保険料等に係る既存の猶予制度の周知について（周知依頼）
- 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る障害状態確認届（診断書）を提出期限までに提出しなかった場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等の取扱いについて」の一部改正について
- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間延長及び区域変更について（周知依頼）
- 厚生年金保険料等の納付猶予特例終了後の対応について
- 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について（依頼）
- テレワーク等の徹底について（周知依頼）
- 「働き方・休み方改善ポータルサイト」リーフレットの送付について

関係機関だより

1. 最新情報を配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月３回メールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ＨＰアドレスからご登録ください。検索サイトより「協会けんぽ福島配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

2. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 2月13日に発生した福島県沖を震源とした地震について

2月13日に福島県沖を震源とし、福島・宮城両県で最大震度6強を観測した地震については、被災されたすべての皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

現在、会員のみなさまへ、支部経由で被害状況の確認をさせていただいております。

被害に遭われた会員の方がいらっしゃいましたら、お申し出いただけますようお願い申し上げます。

県会事務局の様子

※ 県会HP (http://fukushima-sr.jp)への月間アクセス数情報

1月1日～31日　総アクセス数　2,622　(内訳：新規 2,394　リピーター　228)

会務報告及び予定

1月　7日　新年あいさつ回り（関係行政等）宍戸会長、中目副会長
12日　健保協会福島県支部業務部樋口氏他1名　評議会打合せのため来局（事務局）宍戸会長
13日　連合会リスクマネジメント委員会（オンライン）宍戸会長　出席
15日　全国健康保険協会福島支部評議会（ユニックスビル）　宍戸会長出席
23日　年金事務所相談員との情報交換会（Zoom・コラッセふくしま）
25日　連合会理事会（オンライン）宍戸会長　出席
26日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）大原副部長、丹治事務局長　出席
27日　白河支部総会（マイタウン白河中会議室）
27日　福島県社労士会総合相談所（事務局）
29日　働き方改革労務監査委員会（オンライン）
30日　社労士試験合格者向け説明会（コラッセふくしま）

2月　2日　連合会全国広報担当者会議（オンライン）大原副会長、佐川広報副委員長　出席
4日　中間監査（事務局）宍戸会長、村山常任理事、村上理事、塩﨑監事、田部監事
4日　年金事務所相談窓口業務に係る業務監査（事務局）宍戸会長、大原街角運営部副部長、佐川街角運営部委員、塩﨑監事、田部監事
12日　理事会、幹事会（セレクトン福島）
16日　郡山支部臨時総会（ビッグアイ郡山）
17日　デジタル化研修・第3回研修会（オンライン）開催予定
24日　福島県社労士会総合相談所（事務局）
25日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）大原副部長、丹治事務局長　出席予定
3月　4日　福島県社労士会総合相談所第2回研修会（オンライン）開催予定
16日　社労士診断認証制度伝達研修（事務局・オンライン）開催予定
18日　いわき支部研修会（オンライン研修）開催予定

会員異動報告

同封の会報をご覧ください。

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。

政治連盟は社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営の基本方針より要約抜粋）

政治連盟の活動等について、「全国社会保険労務士政治連盟」HP より下記抜粋して掲載いたします。

【社労士法改正の概要について】

政治連盟は、昭和 52 年の設立と同時に、強力な政治活動を展開し、その結果昭和 53 年の社会保険労務士法の改正（第 1 次改正）から今日まで 8 回の法改正の実現を果たすことができました。第 4 次から第 8 次までの法改正を下記掲載いたします。

＜第 4 次法改正　【平成5年6月14日公布 平成6年4月1日施行】＞

Ⅰ. 職務内容の明確化

社会保険労務士が行う労働に関する相談・指導業務の重点が、労務管理にあることを明確にし、試験科目の名称に労務管理の字句を加えたこと。

Ⅱ. 登録即入会制への移行

1. 社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた時に、社会保険労務士会の会員となることとしたこと。
2. 社会保険労務士は、登録抹消事由に該当することとなった時に、当然、所属社会保険労務士会を退会することとしたこと。
3. 登録即入会制の導入に伴い、所要の規定の整備を行ったこと等。

＜第 5 次法改正　【平成10年5月6日公布 平成10年10月1日施行】＞

Ⅰ. 社会保険労務士試験の試験事務の連合会への委託等

主務大臣は、連合会に社会保険労務士試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。）（試験事務）を行わせることができるものとし、連合会に試験事務が委託された場合の試験事務の実施に関する規定を設けたこと。

Ⅱ. 社会保険労務士制度の充実

1. 社会保険労務士の業務
   社会保険労務士が行う事務代理に、審査請求等を含めたこと。
2. 社会保険労務士会による注意勧告
   社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士がこの法律、この法律に基づく命令等に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該社会保険労務士に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずるべきことを勧告することができるものとしたこと。

＜第 6 次法改正　【平成14年11月27日公布 平成15年4月1日施行】＞

※報酬規定に関する必要記載事項を削除する部分については、公布日施行

Ⅰ. 社会保険労務士の業務の見直し

1. 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に定めた紛争調整委員会におけるあっせん代理を行うことを社会保険労務士の業務に追加したこと。
2. 労働社会保険諸法令に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」を追加したこと。

Ⅱ. 社会保険労務士試験の受験資格の緩和

受験資格に必要な従事期間を一律 3 年以上に改正したこと。

Ⅲ. 登録事項の整備等

1. 社会保険労務士法人の社員又は使用人の登録事項を追加したこと。
2. 登録の取消事由を追加したこと。
   (1) 心身の故障により業務を行うことができない者に該当するに至ったとき
   (2) 2 年以上継続して所在が不明であるとき

Ⅳ.社会保険労務士の権利及び義務に関する規定の整備
1.業務を行い得ない事件に関する規定を追加したこと。
2.非社会保険労務士との提携を禁止する規定を追加したこと。
Ⅴ.監督
1.懲戒事由の通知等に関する規定を追加したこと。
2.登録抹消の制限に関する規定を追加したこと。
3.懲戒処分の通知に関する規定を追加したこと。
Ⅵ.社会保険労務士法人制度の創設
Ⅶ.社会保険労務士会及び連合会の会則の記載事項の整備
1. 支部を設けることができる規定を追加したこと。
2. 会則の記載事項から報酬に関する規定を削除したこと。
Ⅷ.社会保険労務士法人制度設立に伴う罰則の整備

＜第７次法改正【平成17年6月17日公布 平成18年3月1日及び平成19年4月1日施行】＞
※１ 紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験、労働争議不介入規定の削除については、平成 18 年 3 月 1 日施行
※２ 紛争解決手続代理業務の拡大、社会保険労務士法人に関する規定の整備については、平成 19 年 4 月 1 日施行
Ⅰ.紛争解決手続代理業務の拡大
1.個別労働関係紛争について都道府県労働委員会が行うあっせんの手続の代理
2.男女雇用機会均等法に基づく都道府県労働局が行う調停の手続の代理
3.個別労働関係紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う紛争解決手続の代理（紛争目的価額が６０万円を超える事件は弁護士との共同受任が必要）
※上記代理業務には当該手続に関する相談、和解の交渉及び和解契約締結の代理を含む。
Ⅱ.紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験
上記代理業務に必要な学識及び実務能力に関する研修の修了者に対し試験を実施し、合格してその旨の付記を受けた社会保険労務士のみ当該代理業務を行うことができるものとしたこと。
Ⅲ.労働争議不介入規定(法第 23 条)の削除
社会保険労務士の労働争議への介入を禁止する規定を削除したこと。
Ⅳ.社会保険労務士法人に関する規定の整備
社会保険労務士法人は、定款で定めるところにより、上記代理業務を行うことができるものとし、当該代理業務は社員のうちに特定社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限り、行うことができるものとしたこと。

＜第８次法改正 【平成26年11月21日公布 平成27年4月1日及び平成28年1月1日施行】＞
※１ 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限額の引上げ、補佐人制度の創設については、平成 27 年 4 月 1 日施行
※２ 社員が１人の社会保険労務士法人については、平成 28 年 1 月 1 日施行
Ⅰ.個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的価額の上限額の引上げ
厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を、120 万円に引き上げること。
Ⅱ.補佐人制度の創設
1.社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとすること。
2.社会保険労務士法人が、上記 1.の事務の委託を受けることができることについて規定すること。
Ⅲ.社員が１人の社会保険労務士法人
社員が１人の社会保険労務士法人の設立等を可能とすること。

＊政治連盟の活動を会員の皆様に知っていただくため月間情報を利用させていただいています。（理事会にて承認）政連に加入されていない会員にも活動が報告されますがご容赦いただけますようお願いいたします。

なお、第９次法改正（下記内容参照）の実現のため、要望活動を行ってまいります。

Ⅰ.司法制度改革に関する事項

1.個別労働紛争に係る簡易裁判所における代理業務の追加（法第２条）

2.労働審判における代理業務の追加（法第２条）

上記 1.（簡裁訴訟代理権）及び 2.（労働審判代理権）については、平成 21 年 3 月 31 日付け閣議決定「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」において、その実現について明記されている。このことは紛争解決手続きのための代理業務であることから、特定社会保険労務士に限り行うことができることとするよう所要の改正を行う。

3.労働紛争解決センターにおける紛争目的価額上限の撤廃（法第２条）

法第２条第１号の６中「個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が 120 万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）」のカッコ書きを削除する。

都道府県労働局紛争調整委員会及び都道府県労働委員会においては、単独で代理ができる紛争目的価額の制限はないが、社労士会労働紛争解決センターにおいては、上限規制があるため、申立で最も多数を占める退職・解雇を巡る事件では、紛争目的価額が 160 万円とみなされ、単独では代理ができない。行政型ＡＤＲとの取扱いを区分けする論理的な根拠があるとは考えにくい。

4.裁判所における補佐人規定の整備（法第２条の２）

法第２条の２中「訴訟代理人」を「代理人」に改める。

現行規定では、非訟事件である労働審判には訴訟代理人は存在せず、補佐人として労働審判への参画は認められないとする裁判所があるため。

Ⅱ.使命規定の新設と所要の整備に関する事項

1.使命規定の新設（法第１条）

法第１条の目的規定を使命規定に改める。

社会保険労務士の使命、責務を明確に規定し、もって社会全般に求められる期待にこたえられるようにするため。

2.労務監査規定の新設（法第２条）

社会保険労務士の業務に、いわゆる「労務監査」を追加する。

今後、事業主は、持続的な事業の発展のためにＳＤＧｓや労働ＣＳＲに対応すること、また労働力確保及び定着のために職場環境の整備等を行うことが急務とされており、それを社会保険労務士として全面的に支援することができるようにするため。

3.「社労士」を略称として使用することができる規定の整備（法第 26 条）

法律名「社会保険労務士法」及び国家資格名「社会保険労務士」との名称は変えずに、略称として「社労士」を使用することについて法律上の根拠規定を設けることとする。

したがって、登録、登記等の手続等法律関係上は、「社会保険労務士法」を従前どおり使用することとする。

また、「社労士」の名称について、使用制限の規定を新設する。

4.登録申請の電子化による事務処理の合理化

5.都道府県社会保険労務士会の監督権の実行確保措置の強化